

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和7年12月23日

北海道空知総合振興局長 鷲尾 享

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和7年12月23日に一般競争入札の公告を行う保存文書電子化業務委託契約

（2）資格

保存文書電子化業務に関する資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

2 保存文書電子化業務資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者（未成年者、被保佐人又は被助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

（3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）暴力団関係事業者等でないこと。

（6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（7）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（8）申請しようとする日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

（9）道内に本店、支店又は営業所を有すること。

（10）令和5年12月以降に完了した電子化又はマイクロフィルム撮影業務の実績を有すること。

（11）業務に必要な機械設備を業務遂行場所に保有（リースを含む）していること。

（12）業務の遂行に当たって、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）認定の上級及び1級文書情報管理士の資格を有する者を配置できること。

（13）ISO（国際標準化機構）9001の認証を取得していること。

（14）ISO（国際標準化機構）27001の認証を取得していること。

3 資格要件の特例

（1）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2の（8）に掲げる資格要件は、適用しない。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者である者が構成員の過半数を占めているとき。

（2）中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の（10）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、令和7年12月23日から令和8年1月14日まで（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

（2）申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道空知総合振興局 札幌建設管理部のホームページ

（<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.html>）において

ダウンロードすることができる。

（3）申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

（1）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（2）再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（1）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（2）有効期間の更新

資格は 1 の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が 2 に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

（1）名称 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部建設行政室建設行政課

（2）所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南 11 条西 16 丁目 2 番 1 号

（3）電話番号 011-561-0383